

お 客 様 各 位

保険商品のご提案にあたって

【権限明示書兼推奨理由書】

代理店名：CMC株式会社

1. 当社の取扱保険会社

CMC株式会社（以下「当社」といいます）は、充実したラインアップでお客様のご意向に沿った保険商品をご提案するために、複数の保険会社と、募集委託契約書を締結している乗合代理店です。

2. 当社は、下記保険会社の保険契約締結の代理または媒介を行います

< 生命保険会社（6社 順不同） >

SOMP0 ひまわり生命株式会社

FWD生命保険株式会社

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

オリックス生命保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

メットライフ生命保険株式会社

< 損害保険会社（9社 順不同） >

損害保険ジャパン株式会社

A I G損害保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

C h u b b 損害保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

ニューインディア保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

日新火災海上保険株式会社

共栄火災保険株式会社

< 共済協同組合（1社） >

西日本自動車共済協同組合

< 少額短期保険会社（1社） >

株式会社あそしあ少額短期保険

3. 保険募集人の権限明示

※当社の生命保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、当社に告知受領権はありません。

告知受領権は生命保険会社及び生命保険会社が指定した医師だけが有しております。生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知したことにはなりませんので、告知書面へのご記入をお願い致します。なお、保険会社が承諾した時には、保険契約は有効に成立します。

※当社の損害保険募集人は、お客様と申込先の保険会社の損害保険契約の媒介または締結の代理権を有しています。なお、代理店の取扱い、保険商品によっては、告知受領権を有する商品もあります。

お客様に告知頂きました保険申込書（告知書）の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払できないことがありますので、正しく告知して頂きますようお願い致します。

4. 個人情報の利用目的

当社は、募集委託契約書を締結する各保険会社より保険募集の委託を受けてお客様の個人情報について、お客様に同意を頂きましたうえで、生命保険・損害保険代理店の業務遂行に必要な範囲で利用させて頂く場合があります。

それら以外に他の目的に利用することはありません。

5. 当社の推進販売の方法

顧客の意向に沿った絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合（保険募集管理規則第21条2号）、所属会社の中で商品・業務に精通する2社もしくは3社を選定し、顧客へ提示・推奨する。

（1） 当社方針による推奨保険会社の選定

当社は、募集委託契約書を締結する各保険会社の中から、以下の観点等を総合的に勘案して保険会社を選定します。

- a. 相互信頼関係が構築されていることから、お客様対応を円滑に行うことが可能であること。
- b. ITインフラが優れており、契約手続きや顧客管理が迅速であること。
- c. 団体・集団取扱契約書を締結するお客様（法人）の福利厚生制度の一助に、資すること。

また、当社は、商品特性の客観的基準等により、お客様のご意向に最も適した商品を推奨保険会社の中から選定致します。

但し、継続契約に関しましては、前契約の保険会社商品を案内します。

なお、お客様の関心が高まりつつあると当社が判断する保険商品を、タイムリーにご提案させて頂くために、例外的に推奨保険会社を追加する場合があります。

（2） 推奨保険会社の見直し

当社は、定期的の下記の観点等を総合的に勘案して推奨保険会社を見直します。

- a. 毎年3月末現在の既往1か年の新規契約数。
- b. 例外的に追加・推奨する保険会社の選定は、随時行い、当該推奨の継続については、推奨開始から6か月以上経過した時点で随時判定。
- c. 推奨する保険会社の、新商品発売・商品改定・商品販売停止等による臨時の見直し。

上記(1)(2)が顧客の意向に沿わないときは、当社社員2名以上で共有・検討したうえで顧客へ提示・推奨する。

第3条 顧客の意向に基づかずに商品を絞込みまたは特定の商品を顧客に提示・推奨する場合（保険募集管理規則第21条3号）の提示・推奨理由の基準

- (1) 団体扱保険・団体契約については三井住友海上火災株式会社の保険商品を提示・推奨する。

推奨理由

- ① 過去の販売実績
- ② 給与天引きの実務

6. 当社推奨保険会社以外の商品提案をご希望される場合

- (1) 当社推奨保険会社以外のご提案をご希望の場合は、当社担当者はその旨をお申し付け下さい。
- (2) 当社が取扱い可能な保険会社のうち、お客様のご意向と合致するすべての商品の概要を説明し、ご提案させていただきます。

以上